

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊 藤 正 経

路 線 名	県道上里鬼石線
供用開始の区間	児玉郡神川町大字関口字中原 八三番二地先から 同郡同町大字関口字東原 一一〇番一地先まで
供用開始の期日	令和八年十月九日
備 考	令和五年十二月二十六日付け埼玉 県本庄県土整備事務所長告示第二 十七号で告示した道路予定区域の 供用開始である。 延長二八・七四メートル